

○入園申込み手続きについて

◆ 4月入園（新規入園）の手続き（参考）

4月の入園審査は計3回行います。

未定の日程につきましては、決まり次第市ホームページでお知らせします。

□申込書配布

【認定こども園】

令和元年9月2日（月）から、第一希望の認定こども園で配布

【保育園・小規模保育園】

令和元年10月11日（金）から10月18日（金）（日曜、祝日は除く）までの、午前9時から午後5時（土曜日は正午）までに第一希望の保育園で配布

※新規開園の保育園（3ページ）が第一希望の場合は保育課で配布

※配布期間終了後も、園と保育課で随時配布

□受付・面接

【認定こども園】

園が指定する日時に第一希望の認定こども園で受付・面接

【保育園】

園が指定する日時に第一希望の園で受付・面接

※新規開園の保育園（3ページ）を第一希望とする場合は、令和元年11月25日（月）以降保育課で受付・面接

【小規模保育園】

令和元年11月25日（月）以降保育課で受付・面接

□受付・面接締め切り

1次受付	令和元年12月20日（金）	※認定こども園の1号認定につきましては、園により
2次受付	令和2年2月中旬	受付・面接の締切日が異なりますので、各園にお問い合わせください。
3次受付	令和2年3月4日（水）	

□結果通知の送付

1次受付分	令和2年2月上旬	※認定こども園の1号認定につきましては、園により
2次受付分	令和2年2月下旬	結果通知の送付日が異なりますので、各園にお問い合わせください。
3次受付分	令和2年3月中旬	

◆ 5月～翌年3月入園（途中入園）の手続き

年度途中の入園申込みの締切りは、入園を希望する月の前月の10日（土・日・祝休日の場合はその前平日）までとなります。各月の締切り日までに保育課又は第一希望の園（認定こども園が第一希望の場合は、直接認定こども園へ）に書類を提出してください。同時に面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。入園選考の結果は、入園希望前月の25日頃に発送します。入園が決定した場合、各自で園を訪問してください。

◆ 保育園の入園選考について

入園の選考につきましては、入園審査方法（12ページ）及び入園選考基準表（14ページ）に基づき行います。

申込状況によっては、定員を超える等の理由で入園できない場合があります。

選考の結果、入園できる場合は、「保育利用承諾通知書」、入園できない場合は、「保育利用保留通知書」を送付します。

申込状況や保育士の配置等によって各年齢のクラス編成は変わります。場合によっては、保育を実施しないクラスもあります。

お子さんの状況及び保育体制により、希望園以外で保育を実施する場合があります。

年度途中で申込みをする場合、新年度分の申込みは別の申込書を提出いただく必要があります。

年度途中に入園した園と新年度に決定する園と異なる場合があります。

（注）申込書類等または聞き取り事項について偽りがある場合には、保育利用承諾後であっても入園の取消しをする場合があります。

◆ 入園できなかった場合（2・3号）

選考の結果、入園できなかった場合、申込書の有効期間は入園希望月から**3か月間**とします。なお、当初申込み時と希望園を変更したい場合や提出した保護者の入園要件に応じた証明書（就労証明書等）に変更があった場合は、その都度、保育課までご連絡及び必要書類の再提出をお願いします。

有効期間の3か月を超えて引続き入園を希望する場合や、申込みを取り下げる場合は、保育課までご連絡ください。

◆ 年度途中の転園について

別の保育園等へ転園を希望する場合、「転園届」を在園の保育園等に提出してください。提出期限は、転園を希望する月の前月の10日（土・日・祝休日の場合はその前平日）となります。転園届は各保育園等にあります。

転園選考につきましては、入園審査方法（12ページ）及び入園選考基準表（14ページ）に基づき行います。

転園の可否については、転園が可能となった場合のみ、前月の25日頃に決定通知書を発送します。希望する月での転園ができなかった場合は、年度内は継続して毎月選考を行います。転園希望を取り消す場合は、保育課までご連絡ください。

◆ 年度途中の退園について

市外へ転出する、家庭での保育が可能となった等により、保育園等を退園する場合は、「退園届」を在園の保育園等に提出してください。退園届は各保育園等にあります。月の途中で退園する場合は、退園日の前月の末日までに提出いただければ、保育料を日割り計算します。

◆ 保護者の入園要件に変更があった場合について

入園後、申込時に提出した保護者の入園要件に応じた証明書（就労証明書等）に変更があった場合は、園に変更があった旨を伝え、変更後の証明書を園に提出してください。

※ 入園後、保護者の入園要件の確認をします。新年度へ入園継続する場合も再度入園要件の確認をしますので、ご協力ください。

※ 職場への実態調査や、給与明細書等の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

◆ 提出・提示書類について

【保育園等入園申込みの際に提出・提示する書類（2・3号対象）】

- ① 保育利用申込書兼施設型給付費・地域型給付費教育・保育給付認定申請書
- ② 個人番号提供書
- ③ 入園申込児童及び児童と同居する世帯員全員のマイナンバーの確認できるもの
(マイナンバーカード、通知カード等)
- ④ 申請者の本人確認できるもの(免許証等)
- ⑤ 口座振替依頼書(認定こども園及び小規模保育園のみの希望者は不要)
- ⑥ 扶養親族申告書(16歳から18歳までの扶養している親族がいる方)
- ⑦ 父・母の入園要件に応じた書類

次の表のとおり父・母の入園要件に応じ、父・母それぞれ書類を提出してください。提出された書類により入園選考を行います。

入園要件		提出書類
1	就労 外勤・内勤の方	就労証明書
	自営業・農業の方	自営業・農業申立書
2	妊娠・出産	母子健康手帳(写し)
3	疾病・障がい	診断書又は障がい者手帳(写し)
4	看護・介護	看護・介護対象者の診断書又は障がい者手帳(写し)
5	災害復旧	罹災証明書
6	就労予定 仕事先が決まっている方	就労証明書
	仕事先が決まっていない方	就労予定申立書兼誓約書
7	就学	就学証明書及びカリキュラム
8	育児休業中(年少から年長クラスのみ)	就労証明書

【保育料等の決定に必要な書類（1・2・3号対象）】

平成31年1月1日(9月以降利用の場合は令和2年1月1日)に春日井市に住民票がなかった方、令和元年(平成31年)分(9月以降利用の場合は令和2年分)の所得の申告がない方は所得申告後の次の書類が必要です。

利用開始月	書類名	対象者
4月～8月	令和元年度(平成31年度)市県民税課税証明書 (全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの)	父・母・()
9月以降	令和2年度市県民税課税証明書 (全ての所得額及び控除額の明細が記載されているもの)	父・母・()

※ 令和元年度(平成31年度)市県民税課税証明書の交付場所は、平成31年1月1日に住民票があった市区町村です。

※ 令和2年度市県民税課税証明書の交付場所は、令和2年1月1日に住民票があった市区町村です。

※ 配偶者が配偶者控除の対象となっていない場合は、配偶者の分も必要になります。

※ 課税証明書の提出がない場合は、保育料が最高額になります。